

子ども・子育て支援新制度の概要

平成 26 年 2 月

函館市子ども未来部

目 次

1	子ども・子育て関連3法	P 1		
2	新制度施行による変更点	P 1		
3	給付・事業の全体像	P 2		
4	給付対象としての「確認」	P 2		
5	公定価格	P 3		
6	利用者	P 3	～	P 6
7	子ども・子育て支援新制度と 保育所	P 7	～	P 11
8	子ども・子育て支援新制度と 幼稚園・認定こども園	P 12	～	P 16
9	幼保連携型認定こども園の 認可基準	P 17	～	P 18
10	スケジュール	P 19		

1 子ども・子育て関連3法

- 幼児期の学校教育・保育の総合的な提供，地域の子ども・子育て支援の充実を目的に次の3件の法律が平成24年8月に成立しました。
 - ① 子ども・子育て支援法
 - ・ 保育所と幼稚園で別々になっている利用手続や公費負担の仕組みなどを一本化
 - ② 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定子ども園法)の一部を改正する法律
 - ・ 幼保連携型認定こども園の幼稚園と保育所で別々になっている認可・指導監督を一本化
 - ③ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
 - ・ ①，②の法律の施行に伴う児童福祉法などの関係法律を改正
- 子ども・子育て支援新制度は，消費税率の引上げ時期（平成27年10月に10%）を踏まえ，平成27年4月からの施行が予定されています。

2 新制度施行による変更点

(1) 給付制度の導入

- ・ 3歳以上のすべての子どもへの学校教育と保育の必要性がある子どもへの保育を，個人の権利として保障する観点から，給付制度が導入されます。
- ・ 保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育等を通じた給付制度が導入されることにより，どの施設を利用した場合でも，共通の仕組みで公費対象となります。
- ・ 保護者に対する個人給付を基礎に，確実に教育・保育に要する費用に充てるため，法定代理受領（施設・事業者が代理して給付を受領）が行われます。
- ・ 私立保育所に対しては，委託料として支払います。

(2) 市町村が制度の実施主体

- ・ 「幼稚園の所管は北海道」「保育所の所管は函館市」と分かれている制度の実施主体を函館市に一本化されます。
- ・ 市町村は，5年を一期とする子ども・子育て支援事業計画を策定し，計画的に幼児期の学校教育・保育，地域子ども・子育て支援を提供します。

(3) 子ども・子育て支援の量・質の充実

- ・ 消費税率引上げによる財源を活用し，子ども・子育て支援の量・質の充実が図られます。
- ・ 量の拡充として，市町村による計画的な整備などが図られます。
- ・ 質の改善として，職員配置や処遇の改善などが図られます。

3 給付・事業の全体像

	子ども・子育て支援給付	地域子ども・子育て支援事業
教育・保育給付	施設型給付 ・認定こども園 ・保育所 ・幼稚園 地域型保育給付 ・小規模保育（利用定員6～19人） ・家庭的保育（利用定員5人以下） ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育	① 利用者支援 ② 地域子育て支援拠点事業 ③ 一時預かり事業 ④ 乳児家庭全戸訪問事業 ⑤ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業 ⑥ ファミリー・サポート・センター事業 ⑦ 子育て短期支援事業 ⑧ 延長保育事業 ⑨ 病児・病後児保育事業 ⑩ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業） ⑪ 妊婦健診 ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
現金給付	児童手当	

※ ①,⑫および⑬は新規

4 給付対象としての「確認」

(1) 認可と確認

- 新制度で「施設型給付」または「地域型保育給付」の支給対象となるためには、道または函館市の「認可」と合わせて函館市の「確認」を受けなければなりません。

	区分		認可	確認
教育・保育給付	認定こども園	幼保連携型	函館市	函館市
		幼稚園型 保育所型 地方裁量型	北海道	
	保育所		函館市	
	幼稚園		北海道	
地域型保育事業	小規模保育		函館市	
	家庭的保育			
	居宅訪問型保育			
	事業所内保育			

「認可」＝目的に合致した基準を満たしているか

「確認」＝支給対象となる施設・事業であるか

※事業所内保育が地域型給付対象となるためには、当該事業所従業員のほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供することが必要

(2) 確認を受けることができる主体

- ・ 確認を受けることができる教育・保育施設（保育所、幼稚園、認定こども園）の設置者は、「法人に限る」（新制度施行前に現に認可を受けている施設は除く）とされています。（子ども・子育て支援法第31条第1項）
- ・ 地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）については、法人でない場合でも対象となります。

(3) 確認を受けるための基準

- ・ 各施設・事業の認可基準を満たす（認可を受ける）とともに、「運営に関する基準」を満たす必要があります。なお、「運営に関する基準」は、現在国が検討中です。（各認可基準も現在国が検討中）

5 公定価格

- 教育・保育に通常要する費用の額を勘案し、国が定める基準により算定します。

【想定される単価設定の考え方】

- ・ 施設規模別 : 施設規模が大きいほど低い設定 ← スケールメリットを反映
- ・ 地域別 : 園の所在地域による。都市部ほど高い設定 ← 物価水準を反映
- ・ 児童の年齢別 : 年齢が低いほど高い設定 ← 人員配置の手厚さを反映
- ・ 認定区分別 : 1号より2号、2号より3号が高くなる設定 ← 時間の長さ
(幼稚園については1号認定の子どものみ) 年齢を反映
- ・ 加算等 : 不明（国の子ども・子育て会議で審議中）

6 利用者

(1) 利用者負担の考え方

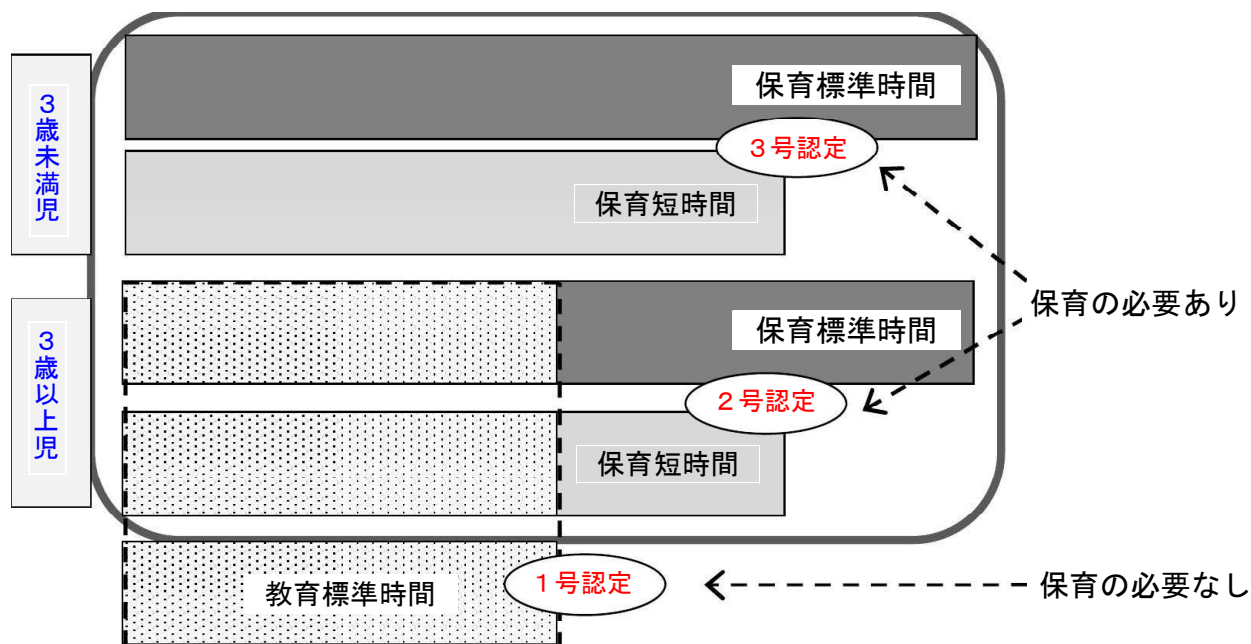
- ・ 利用者負担は、応能負担（保護者の住民税の課税状況に応じた負担）を基本とした共通の仕組みとなり、負担額（保育料）は、国が定める基準額を踏まえ、市が設定します。
- ・ 国が定める基準額は、各制度（保育所と幼稚園）の現行水準を基本とし、制度間での負担格差を踏まえ、現在検討が行われております。

(2) 教育・保育給付を受けるための認定

- ・ 教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定（1号認定～3号認定）を受けなければなりません。
- ・ 新制度では、パートタイマーなど短時間就労の保護者のお子さんも、公的保育が利用できるように、「保育の必要量の認定」が導入されます。
- ・ 保護者の就労状況等に応じて「保育標準時間」、「保育短時間」の認定がされます。

新制度での公的保育の対象 = 保育の必要がある児童
(「保育標準時間」認定の児童 + 「保育短時間」認定の児童)
※現行制度の公的保育対象(保育に欠ける児童)は、「保育標準時間」に相当する児童のみ

【認定区分の類型イメージ】



- ※ 保育標準時間：主にフルタイムの就労を想定。現行開所時間（11時間）に相当。
- 保育短時間：主にパートタイムの就労を想定。（8時間を想定）
- 教育標準時間：1日4時間の幼児教育の時間

【H26.1月時点での国の検討状況】

保育標準時間の就労下限：1週当たり30時間程度を基本

保育短時間の就労下限：1か月当たり48～64時間の範囲で市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間

保育必要量

- ・年間の枠：年間約300日（現行制度の保育所年間開所日数と同様）
- ・時間の枠

保育標準時間利用：1か月当たり平均275時間（最大292時間・最低212時間）

※現行制度の保育所開所時間である1日11時間までの利用に対応するもの

保育短時間利用：1か月当たり平均200時間（最大212時間）

※原則的な保育時間である1日8時間までの利用に対応するもの

- ・ 認定区分に応じて、利用できる施設や事業が異なります。

給付対象施設・事業		1号認定	2号認定	3号認定
施設型	認定こども園	○※1	○	○※2
	保育所	—	○	○
	幼稚園	○	—	—
地域型	小規模保育	—	—	○
	家庭的保育	—	—	○
	居宅訪問型保育	—	—	○
	事業所内保育	—	—	○

※1：幼保連携型は、定員設定しないことも可能 ※2：定員設定しないことも可能

- ・ 2号および3号（保育を必要とする）の事由は、別途内閣府令で定められます。

保育の必要性の認定に係る「事由」について（全体像）

現行の「保育に欠ける」事由 (児童福祉法施行令27条・再掲)
○ 以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること
① 昼間労働することを常態としていること（就労）
② 妊娠中であるか又は出産後間がないこと(妊娠, 出産)
③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること(保護者の疾病, 障害)
④ 同居の親族を常時介護していること。(同居親族の介護)
⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること(災害復旧)
⑥ 前各号に類する状態にあること。(その他)

新制度における「保育の必要性」の事由 (H26.1月時点での国の検討状況)
○ 以下のいずれかの事由に該当すること <u>※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能</u>
① 就労 ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く） ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む。
② 妊娠, 出産
③ 保護者の疾病, 障害
④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護 ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
⑤ 災害復旧
⑥ 求職活動 ・起業準備を含む
⑦ 就学 ・職業訓練校等における職業訓練を含む
⑧ 虐待やDVのおそれがあること
⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

函館市保育所における保育に関する条例 (第2条・保育所における保育を行う基準)
○ 保育所における保育は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。
① 居宅外で労働することを常態としていること。
② 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
③ 妊娠中であることまたは出産後間がないこと。
④ 疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障害を有していること。
⑤ 長期にわたり疾病の状態にある同居の親族または精神もしくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
⑥ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
⑦ 前各号に類すると市長が認める状態にあること。

・ 内閣府令に則し、市町村は、条例等により「保育の必要性の事由」を定めることとなります。



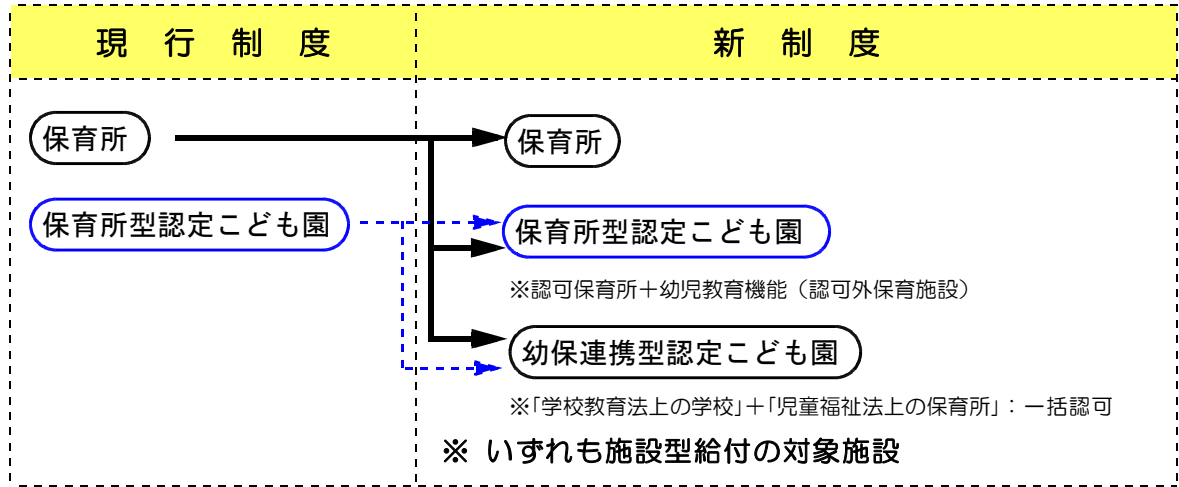
(3) 利用手続等

- 給付制度では、利用者が施設と利用契約することが基本となります。
（民間保育所の場合は、利用者と市町村との契約）
- 施設側は、正当な理由（入園希望者が定員を上回るなど）がある場合を除き、
応諾義務を負うこととなります。（1号認定の子どもについては、施設の設置者が
定める選考基準（方法）に基づき選考することを基本とします。）



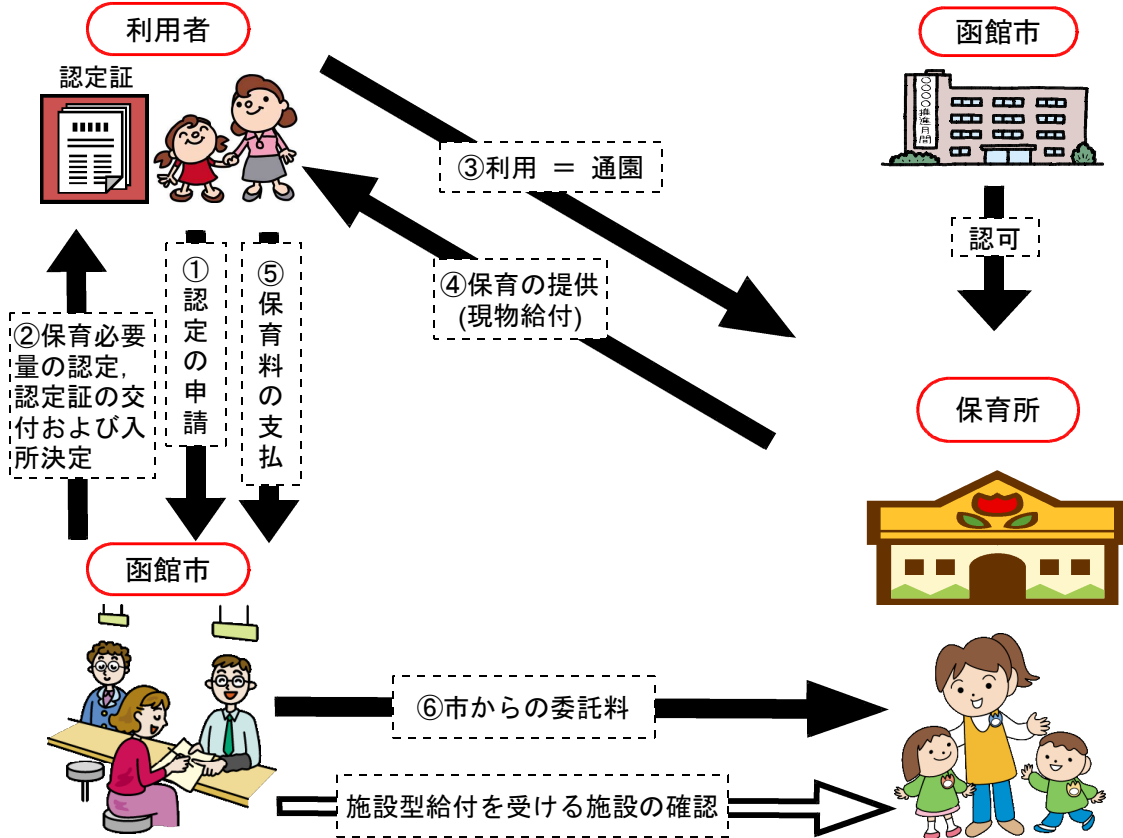
7 子ども・子育て支援新制度と保育所

(1) 新制度施行後の保育所



- 特に希望しなければ、保育所として継続することとなります。なお、新制度施行後での認定こども園への移行も可能です。

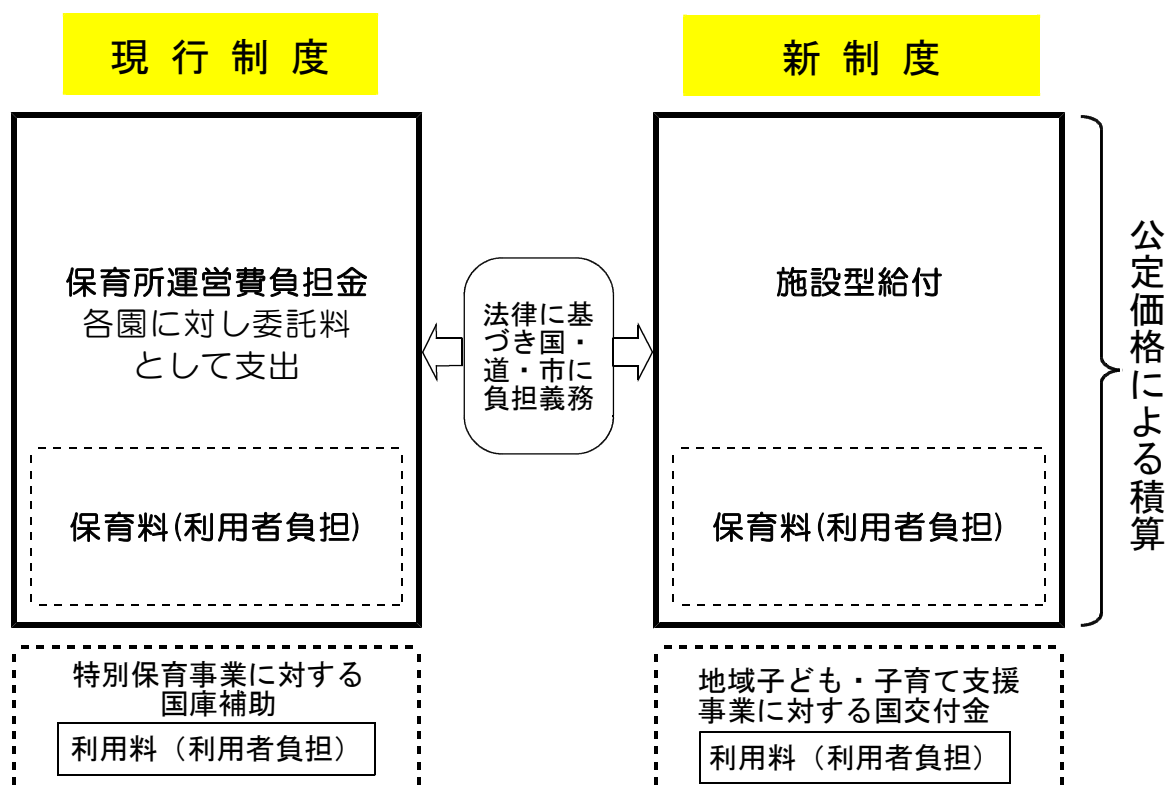
(2) 新制度における利用・公費の流れ(保育所)



- 新制度においても、保育所の利用の基本的なしくみは変わりませんが、保育料の決定（階層区分の決定の判断基準）について、変更する方向で国の審議が行われております。
 - ・ 保育の実施主体は市で、私立保育所は、子どもの保育を市から委託されます。
 - ・ 保育所の利用は、市に申し込み、市が入所決定を行います。
 - ・ 利用者は住民税の課税の状況に応じた保育料を市に納めます。
 - ※ 現制度では、所得税（非課税の場合は住民税）の課税の状況に応じた保育料
- 新制度では、新たに利用者の「認定」制度が導入されます。
 - ・ 子どもの保護者は、市に保育必要量の認定を申請し、認定証の交付を受けます。
- 新制度においても、保育所に対する公費の流れは変わりません。
 - ・ 保育所は、子どもの保育を行うための経費を市から受け取ります。
（現在の保育所運営費負担金に相当する公費を委託料として受領）
- 委託料は、上図④の利用者個人に対する保育の提供（現物給付）を行うための費用を保育所が利用者に代わって受領するものです。
- 特別保育のうち、延長保育、一時預かりは、地域子ども・子育て支援事業、休日保育については、施設型給付（委託料）の加算分として位置づけられます。
 - ・ 利用料は保護者から保育所が直接受領します。
 - ・ 現在の保育所運営費負担金に相当する公費を委託料として受領
 - ・ 障がい児保育および乳児保育の取扱いについては、国の子ども・子育て会議で今後、審議される予定です。
- 公費を受けるためには、北海道、函館市による「認可」に加えて、函館市の「確認」が必要となりますが、新制度移行時、既存の保育所は、施設型給付対象施設として函館市の「確認」を受けたものとみなされます。

施設区分	認可		確認(新制度)
	現行制度	新制度	
保育所	函館市	函館市	函館市
保育園型認定こども園	北海道	北海道	
幼保連携型認定こども園	北海道	函館市	

(3) 公費（施設型給付）の仕組みと比較



※ 保育所運営費負担金

国が定める保育所運営費で、保護者から徴収した保育料、国と函館市の負担(扶助費)を財源とします。
 なお、函館市の保育料は、保護者の負担軽減のため、国の基準より安い保育料を設定し、国の基準と函館市が設定した保育料の差額は函館市が独自で負担しています。

(4) 保育所における施設型給付の算定方法

- 児童数は、当該月の初日の在籍児童数、保育所の規模・所在地に応じた単価表の単価および各種加算額で計算します。
- 利用者の在住市町に請求し、在住市町から園に毎月支払われます。

$$\boxed{\text{委託料}} = \boxed{\text{公定価格に基づく保育経費の合計}} + \boxed{\text{加算額 [〇〇加算]}}$$

3号認定	0歳児	定価格単価（保育標準時間）× 該当0歳児数
		定価格単価（保育短時間）× 該当0歳児数
	1歳児	定価格単価（保育標準時間）× 該当1歳児数
		定価格単価（保育短時間）× 該当1歳児数
	2歳児	定価格単価（保育標準時間）× 該当2歳児数
		定価格単価（保育短時間）× 該当2歳児数
2号認定	3歳児	定価格単価（保育標準時間）× 該当3歳児数
		定価格単価（保育短時間）× 該当3歳児数
	4歳児	定価格単価（保育標準時間）× 該当4歳児数
		定価格単価（保育短時間）× 該当4歳児数
	5歳児	定価格単価（保育標準時間）× 該当5歳児数
		定価格単価（保育短時間）× 該当5歳児数

(5) 現行制度との比較

○ 保育所への公費の名称が変わりますが、大枠の仕組みは現行制度と変わりません。

- 保育所運営費負担金 → 施設型給付
保育単価 → 公定価格
年齢別×施設規模別×地域別 → 年齢別×施設規模別×地域別×認定区分別
※ いずれも法定の義務的経費（国・市は必要額を確保する義務）
- 保育料（利用者負担） → 保育料（利用者負担）
年齢別×所得階層別 → 年齢別×所得階層別×認定区分別
（所得税の課税状況に応じた階層） （住民税の課税状況に応じた階層）
※ 現行制度同様，国の基準に基づき，市が保育料の金額を決定します。
- 延長保育事業や休日保育事業に対する国庫補助事業（保育対策等促進事業）



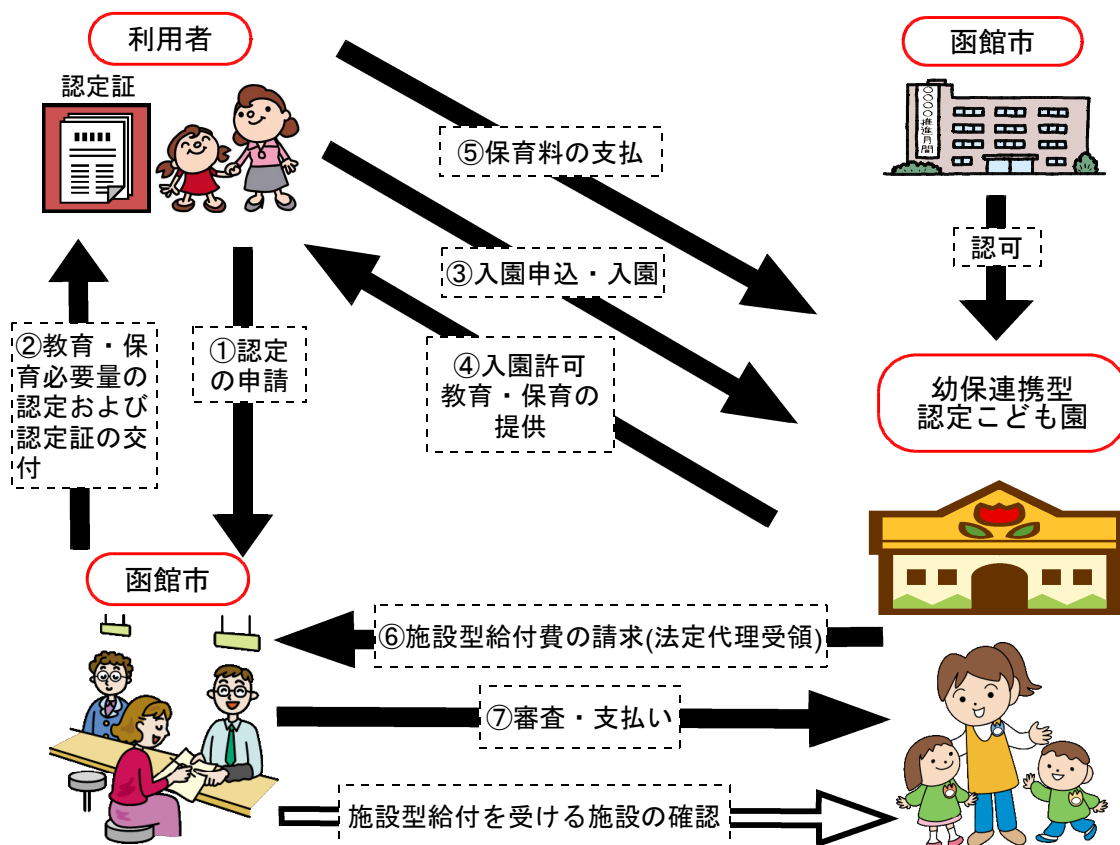
「地域子ども・子育て支援事業」（延長保育，一時預かり）

「施設型給付の加算分」（休日保育）

障がい児保育および乳児保育の取扱いについては，国の子ども・子育て会議で今後，審議される予定です。



(6) 新制度における幼保連携型認定こども園の利用・公費の流れ



○ 幼保連携型認定こども園に移行した場合、利用の流れが一部変わります。

- ・ 保育料は、直接施設に納め、施設設置者の収入となります。
- ・ 保育料を除く施設型給付費を市から支払われます。

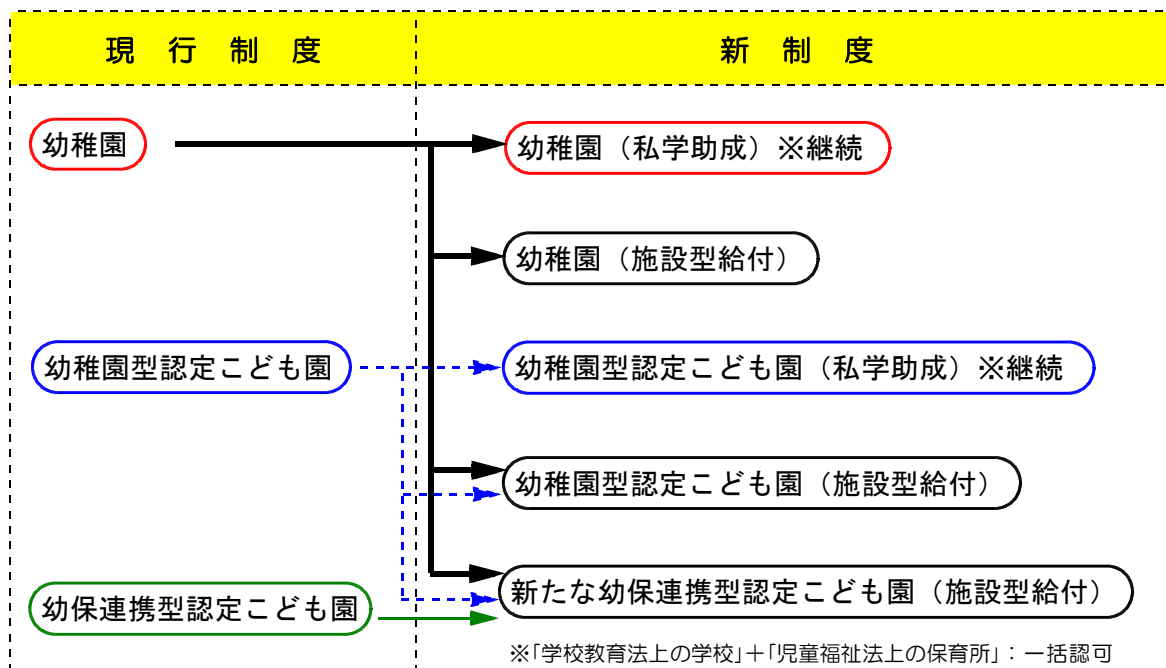
○ 施設型給付の算定方法

$$\text{公定価格} - \text{保育料} = \text{施設型給付費}$$

- ・ 施設型給付費(市から)、保育料(園児の保護者から)のほかに、保護者から実費徴収、実費徴収以外の上乗せ徴収を園の収入とすることができます。
(想定される経費：入学時納付金、入学検定料、教材費等)

8 子ども・子育て支援新制度と幼稚園・認定こども園

(1) 新制度施行後の幼稚園



- 幼稚園および幼稚園型認定こども園は、新制度施行（平成27年4月～）に向けた確認の際に、施設型給付対象施設となるか、従来の私学助成対象施設として継続するかを選択しなければなりません。

なお、新制度施行後での施設型給付対象施設への移行も可能です。

平成26年度早期に国から公定価格の骨格が提示され、これを踏まえ、施設型給付の意向調査を実施する予定です。

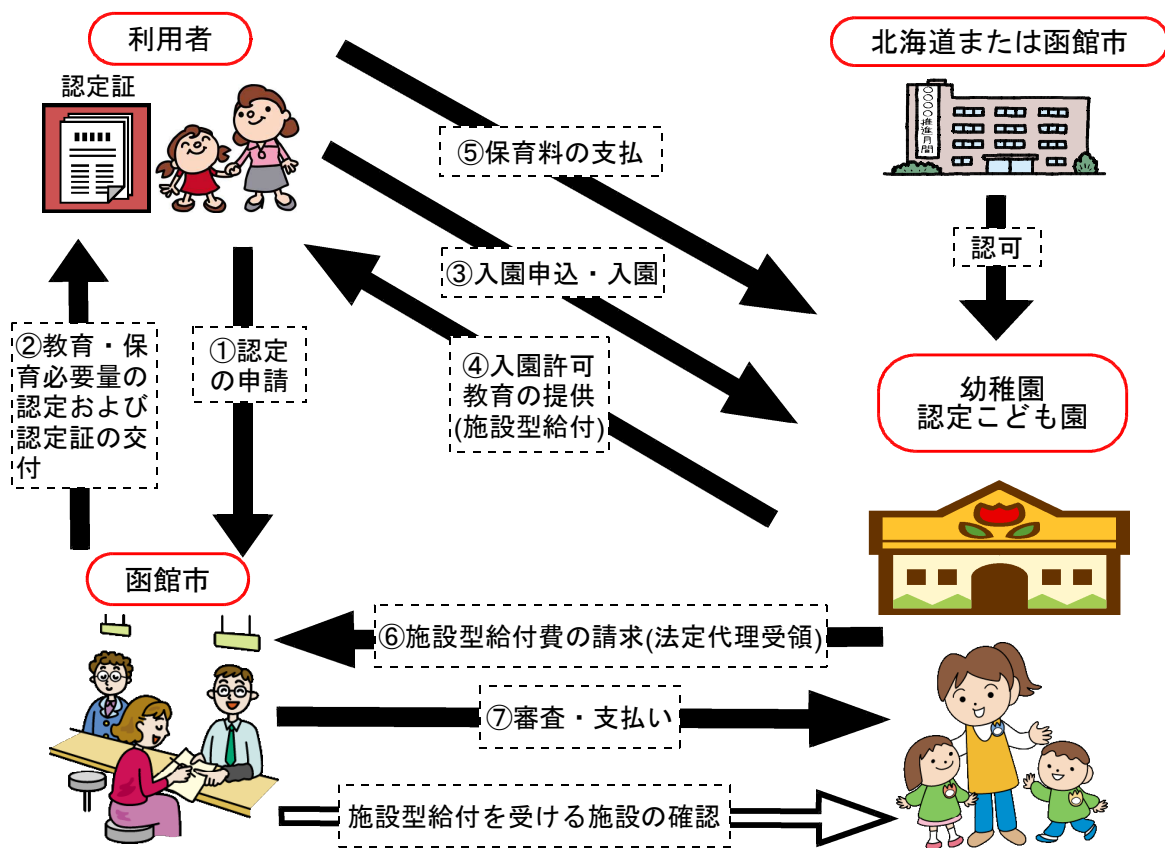
- 新たな幼保連携型認定こども園の設置主体は、原則学校法人または社会福祉法人となります。
- 既存の幼稚園や保育所の認定こども園への移行については、移行を希望する幼稚園や保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り移行できるようにする特例が設けられます。（具体的な対応については、今後検討します。）

(2) 新制度施行後の一時預かり事業

施設区分	預かり保育の対象園児への対応
<ul style="list-style-type: none">• 幼稚園（私学助成）• 幼稚園型認定こども園（私学助成）	<ul style="list-style-type: none">• これまでどおり私学助成を受け、教育時間外の保育（預かり保育）を行う。
<ul style="list-style-type: none">• 幼稚園（施設型給付）	<ul style="list-style-type: none">• 1号認定：市から地域子ども・子育て支援事業（一時預かり事業）を受託し、対象園児の教育時間外の保育を行う。• 2号認定：原則入園できません。
<ul style="list-style-type: none">• 幼稚園型認定こども園（施設型給付）• 幼保連携型認定こども園（施設型給付）	<ul style="list-style-type: none">• 1号認定：市から地域子ども・子育て支援事業（一時預かり事業）を受託し、対象園児の教育時間外の保育を行う。• 2号認定：子どもの保育（保育標準時間、保育短時間）を行った実績に応じて施設型給付の支払いを受ける。

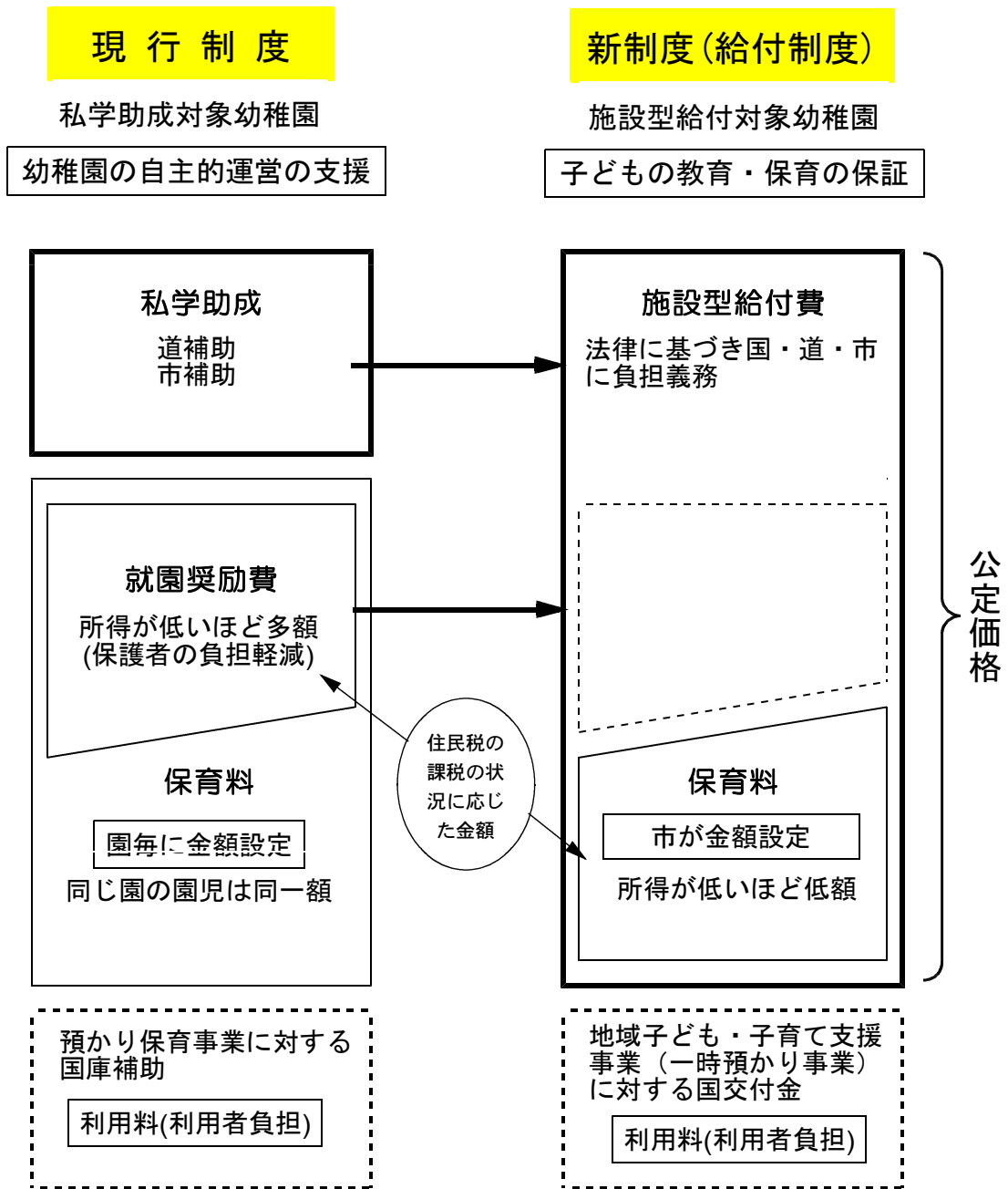


(3) 新制度における利用・公費の流れ(施設型給付を受ける幼稚園・認定こども園)



- 施設型給付対象施設に移行した場合、利用の流れが一部変わります。
 - ・ 利用者は、教育・保育の必要量の認定が必要となります。
 - ・ 教育標準時間のみ施設（幼稚園・認定こども園）の利用を希望する場合は、入園内定がとれた時点以降に入園予定の施設を通じて、市に認定申請を行い、支給認定証の交付を受ける仕組みが検討されています。
- 施設型給付対象施設に移行した場合、公費の流れは大きく変わります。
 - ・ 園：北海道からの私学助成 → 市からの施設型給付※
 （私学の自主的な運営を支援） → （公費で教育・保育経費を保障）
 - ※ 園児の在住市町村から受け取ることになります。
 - ・ 利用者：市からの就園奨励費 → 市町村が定める所得に応じた保育料※
 （事後的に住民税の課税状況に応じて負担を軽減） → （あらかじめ負担を軽減）
 - ※ 園児の家庭の住民税の課税状況に応じて保育料の額が異なることになります。

(4) 公費の仕組みと比較



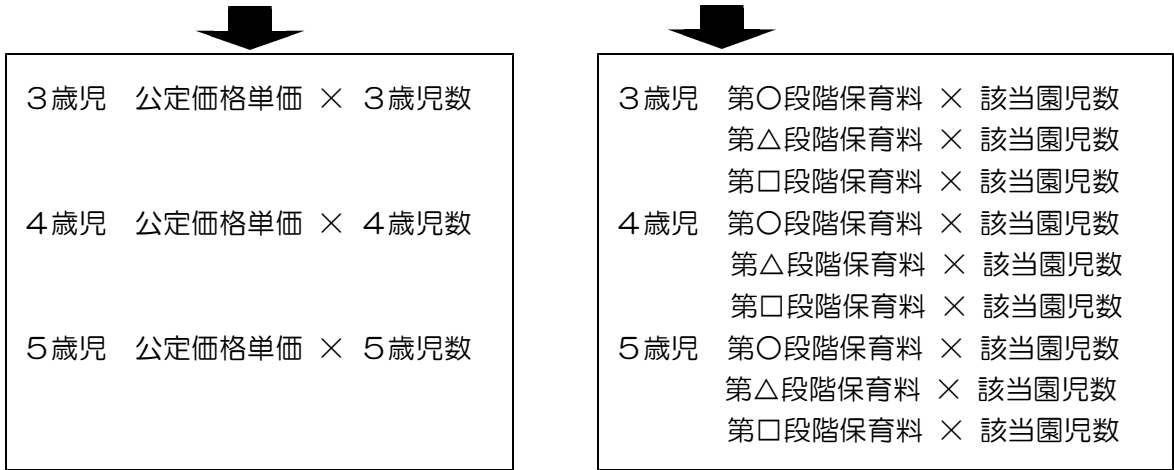
- 施設型給付の幼稚園になると、利用者は、市が所得に応じて定めた保育料になります。このため、市内の施設型給付対象幼稚園では、園による保育料の違いはなくなりますが、一定の要件の下で実費徴収、実費徴収以外の上乗せ徴収をすることができます。(要件については、国の子ども・子育て会議で今後検討されます。)

(5) 幼稚園における施設型給付費の算定方法

$$\boxed{\text{公定価格} - \text{保育料} = \text{施設型給付費}}$$

- 施設型給付費（市から）および保育料（園児の保護者から）のほかに、保護者から実費徴収、実費徴収以外の上乗せ徴収を園の収入とすることができます。
（想定される経費：入学時納付金、入学検定料、教材費等）
- 園児数は、当該月の初日の在籍児童数、園の規模・所在地に応じた単価表の単価で計算します。
- 利用者の在住市町に請求し、在住市町から園に毎月支払われます。

$$\boxed{\text{公定価格に基づく教育・保育経費の合計}} - \boxed{\text{保育料収入合計}} = \boxed{\text{施設型給付費}}$$



9 幼保連携型認定こども園の認可基準

(1) 基本的な考え方

- 保育所と幼稚園の基準の内容が異なる事項は高い水準を引き継ぎます。
- 保育所と幼稚園のいずれかのみ適用がある事項は、学校かつ児童福祉施設としての性格に鑑み、両者の実務に支障のない形で引き継ぎます。
- 認定こども園に特有の事項で、保育所・幼稚園の基準に定めがない事項は、現行の認定こども園の基準を参考としつつ、基準として追加すべき内容を整理します。

(2) 既存の保育所、幼稚園からの移行の特例に関する考え方

- 既存の保育所（保育所型認定こども園）、幼稚園（幼稚園型認定こども園）から新制度の幼保連携型認定こども園へ移行する際の認可基準は、現在、適正な運営が確保されている施設に限り、新たな基準に適合するよう努めることを前提とし、次の考え方を基本とします。
 - 既存施設の敷地面積や建物面積の関係から、事後的に基準を満たすことが容易ではない「設備」に関しては、質の確保に留意しつつ、既存施設の有効活用や円滑な移行に配慮し、既存施設からの移行の特例を設ける。
 - なお、移行特例を適用した施設については、新たな基準に適合する努力義務を実質的に促すため、確認制度における情報公表制度において、移行特例の適用状況を公表する。
 - その上で、施行10年経過後に、設置の状況等を勘案し、移行特例の内容等を改めて検討する。
 - 「設備」と異なり、物理的な制約がない「学級編制・職員」、「運営」については、移行特例を設けない。

(3) 現行の幼保連携型認定こども園からの移行の特例に関する考え方

- 法律上、新たな幼保連携型認定こども園の認可を受けたものとみなされる現行の幼保連携型認定こども園については、新たな基準に適合するよう努めることを前提に、認可基準において、現行の幼保連携型認定こども園の基準によることを認める経過措置を設けます。
 - 既存施設の敷地面積や建物面積の関係から、事後的に基準を満たすことが容易ではない「設備」に関しては、現行の幼保連携型認定こども園の基準を適用する。
 - 「設備」と異なり、物理的な制約がない「学級編制・職員」「運営」については、新設の幼保連携型認定こども園と同じ基準とする。

設置パターン別の基準適用イメージ

区 分	認 可 基 準
【新設】 新規に幼保連携型認定こども園を設置する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所または幼稚園の高い水準を原則
【既存施設からの移行】 既存の保育所（保育所型認定こども園）または幼稚園（幼稚園型認定こども園）から幼保連携型認定こども園に移行する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな基準に適合するよう努めることを前提として、設備については、基本的には、保育所（保育所型認定こども園）または幼稚園（幼稚園型認定こども園）のいずれかの基準を満たすことで足りる等の特例 ・ 上記特例以外は、新設の場合と同じ
【現行の幼保連携型認定こども園からの移行】 法律上新たな幼保連携型認定こども園の設置許可を受けたものとみなされる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな基準に適合するよう努めることを前提に、現行の幼保連携型認定こども園の設備基準によることを認める措置 ・ 上記特例以外は、新設の場合と同じ

(4) 子育て支援

- 認定こども園は、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供するほか、地域における子育て支援（すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や親子の集いの場の提供など）を行わなければなりません。

なお、新たな基準は、現在、国の子ども・子育て会議で審議が行われています。

※ 参考（現行制度での取扱い）

保育所	乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、助言を行うよう努める。（児童福祉法）
幼稚園	家庭及び地域における教育の支援に努める。（学校教育法）
認定こども園 （現行制度）	認定こども園で行う子育て支援の種類については、以下を想定。（認定こども園法施行規則） <ol style="list-style-type: none"> ① 相互交流の場の開設等による情報提供・相談支援 ② 地域の家庭に対する情報提供・相談支援 ③ 一時預かり的な事業 ④ 子育て支援を受けることを希望する保護者と援助を行うことを希望する団体等との連絡・調整 ⑤ 地域の子育て支援者に対する情報提供・助言 子育て支援事業を行う際は、次に掲げる点に留意のうえ、実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育・保育に関する専門性を十分に活用し、保護者の子育て力の向上を支援する。 ・ 子育て支援事業を保護者が希望するときに、利用可能な体制を確保する。 ・ 子育て支援事業として、子育て相談、親子の集いの場の提供、家庭における養育が一時的に困難となった場合の保育提供等のための体制を確保する。 ・ 教育・保育の従事者が研修等により、子育て支援に必要な能力を涵養し、その専門性と資質を向上させていくとともに、専門機関等と連携する等、様々な地域の人材や社会資源を活かす。

10 スケジュール

年	月	国	函館市	事業者	利用者
25	3	「基準」政省令公布			
26	4 ~ 6	公定価格骨格提示	給付費の検討	新制度移行にかかる 意向調査	
	7 ~ 9		新制度意向確認 施設・定員情報公開 「基準」条例制定	認可・確認申請開始 「みなし確認」含む	
	10 ~ 12		支給認定申請受理 認定証交付	施設利用受付開始	支給認定申請開始 施設利用申込開始
27	1 ~ 3		子ども・子育て支援 事業計画策定		
	4	子ども・子育て支援新制度施行（給付制度開始）			

※各項目の実施時期は、現時点での予定であり、今後変更となる場合があります。

